

名古屋市中小企業融資制度のご案内

名古屋市では、中小企業を支援するため、必要な事業資金を円滑に調達することができるように融資制度を設けています。

融資制度は、中小企業の方が利用しやすいよう、原則として、長期・低利・固定金利となっていますので、ぜひご利用ください。

融資制度の申込資格

名古屋市の融資制度をご利用していただくためには、おおむね以下の要件が必要となります。

- ① 市内に一定の事業所があり、現に事業を営んでいること。
- ② 税の滞納がないこと。
- ③ 名古屋市信用保証協会や(公財)名古屋市小規模事業金融公社の申込資格があること。
- ④ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
(第1回不渡り発生後、6か月を経過していないことを含む。)
- ⑤ 許認可を要する業種の方は、その許認可を受けていること。
- ⑥ 現に信用保証協会の求償権や(公財)名古屋市小規模事業金融公社の管理債権になっていないこと。
- ⑦ 以前の借入の際に資金用途違反をしていないこと。
- ⑧ その他、融資の申込要件に適合すること。

※「申込みのできるかた」の欄に従業員数の定めのない資金をご利用いただける方の範囲のあらまは下表のとおりです(資本金または従業員数のいずれか一方が該当する企業)。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	50人以下
小売業、飲食店		

※ 暴力団等の反社会的勢力は一切対象となりません。

※ 融資に斡旋料、仲介手数料等は一切不要です。斡旋料等を不正に要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意ください。

※融資条件等が変更になる場合がありますので、詳しくは下記のお問い合わせ先にご確認ください。

お問い合わせ先

名古屋市 経済局 産業労働部 中小企業振興課 (中小企業振興センター)

URL : <http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/387-1-5-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)

TEL:052-735-2100 FAX:052-735-2104

市内の中小企業の皆様を対象として、次のような事業を行っています。

お気軽にご利用・ご相談ください。

- 中小企業者向け融資制度の案内
- 各種経営相談の案内
- セーフティネット保証等の認定
- 各種セミナーの開催 等

【金融相談窓口】金融機関OBなどの専門の相談員がご相談に応じます。

無料、先着予約制 TEL:052-735-2000 FAX:052-735-2104

名古屋市信用保証協会

URL : <https://www.cgc-nagoya.or.jp/>

名古屋市中区栄二丁目12番31号

TEL:052-212-3011

中小企業の皆様が金融機関から事業資金を借り入れる際、保証人の役割を引き受けるために信用保証協会法に基づき設立された公共的機関です。

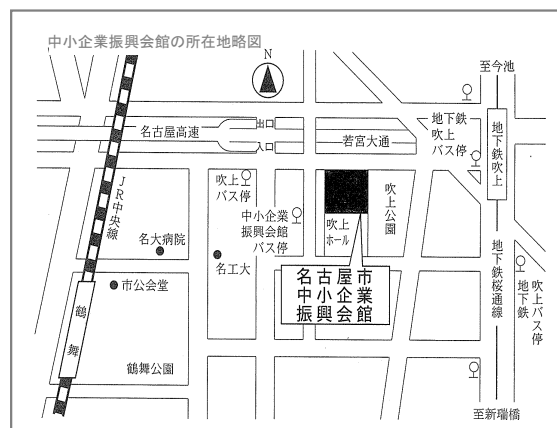
(公財)名古屋市小規模事業金融公社

URL : <http://www.nb-fun.jp/>

名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館5階)

TEL:052-735-2123

市内の中小企業の皆様を対象として金融・経営相談を行うほか、事業上の資金を貸付けるために設立された公益財団法人です。



申込先（取扱金融機関）

※下表の名古屋市内各店舗

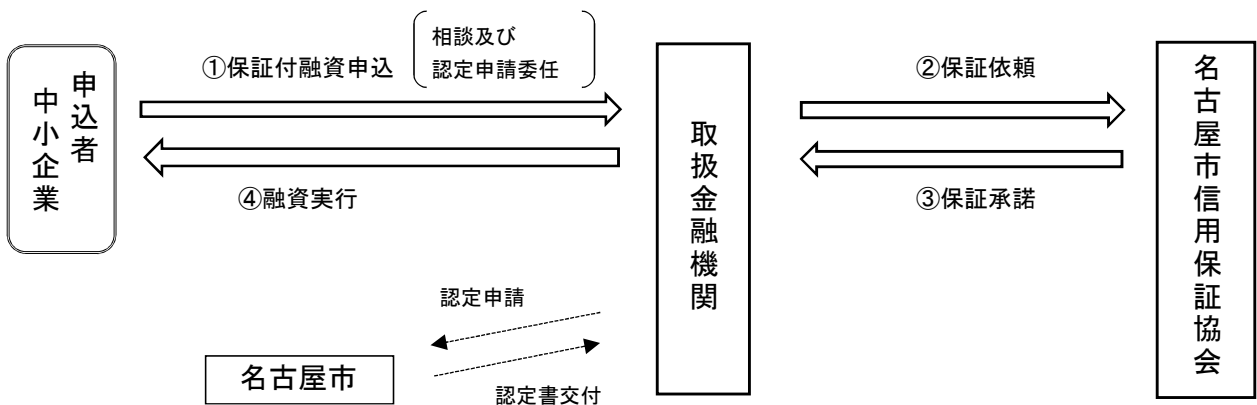
銀行	三菱UFJ、りそな、三井住友、みずほ、北陸、大垣共立、十六、静岡、百五、三十三、関西みらい、名古屋、愛知、中京
信用金庫	愛知、中日、岡崎、瀬戸、碧海、岐阜、西尾、豊田、東春、いちい、蒲郡、知多、東濃
信用組合	愛知商銀
その他	商工組合中央金庫

※ 下線の引かれている金融機関は、名古屋市が認定した「中小企業金融ワンストップ連携機関」です。
中小企業金融ワンストップ連携機関では、申込者に代わり、セーフティネット保証等認定の申請を行っています。

- 保証付融資申込書（名古屋市信用保証協会所定）は、取扱金融機関で入手できます。
- ◆ 次に掲げる3資金については、必要に応じ、名古屋市信用保証協会または名古屋市経済局産業労働部 中小企業振興課（中小企業振興センター）に直接申し込むことができます。
 - ・ 小規模企業等振興資金（小口資金）
 - ・ 経営安定資金（経済変動対策資金（ただし、セーフティネット第5、7、8号の認定を受けているものを除く））
 - ・ 新事業創出資金（経営者保証を不要とする場合を除く）
- ◆ 経営安定資金（環境適応資金（再生支援資金））については、必要に応じ、名古屋市信用保証協会へ直接申し込むことができます。
- ◆ 経営安定資金（経営改善サポート資金）で、経営サポート会議を利用している場合については、必要に応じ、名古屋市信用保証協会へ直接申し込むことができます。
- ◆ 小規模企業等振興資金については、推薦書をつけることができます（必須ではありません）。詳しくは、下記の推薦機関にお問い合わせください。
 - ・ 名古屋商工会議所（TEL：052-223-5754）
 - ・ 守山商工会（TEL：052-791-2500）
 - ・ 鳴海商工会（TEL：052-896-3331）
 - ・ 有松商工会（TEL：052-621-0178）

中小企業金融ワンストップ連携機関を利用した場合のイメージ

※名古屋市信用保証協会の保証付融資制度の場合



※申込者自身で名古屋市の申請窓口へ出向いていただく必要がなくなります。

（令和6年2月1日現在）